二　前号又は次号に掲げる法人以外の法人　五百万円（当該一の生産等設備が新設又は増設による取得等（法第四十五条第二項に規定する取得等をいう。以下この条において同じ。）に係るものである場合には、千万円）

三　資本金の額等が五千万円を超える法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が五千万円を超える法人に該当する場合における通算法人を含む。）　二千万円

11　法第四十五条第二項に規定する政令で定める中小規模法人は、次に掲げる法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が五千万円を超える法人に該当する場合における通算法人を除く。）とする。

一　資本金の額等が五千万円以下の法人

二　資本又は出資を有しない法人

12　法第四十五条第二項に規定する政令で定める場合は、その法人が離島の地域内において同項に規定する旅館業（以下この条において「旅館業」という。）の用に供した設備について、沖縄振興特別措置法第四条第一項に規定する沖縄振興計画に定められた同条第二項第九号に掲げる事項その他の事項に適合するものである旨の沖縄県知事の確認がある場合とする。

13　法第四十五条第二項に規定する政令で定める建物は、その構造設備が旅館業法第三条第二項に規定する基準に適合する建物とする。

14　法人が、その取得等をした減価償却資産につき法第四十五条第二項の規定の適用を受ける場合には、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

第二十八条の九第七項の次に次の一項を加える。

8　法第四十五条第二項に規定する政令で定める期間は、令和四年四月一日（同日後に同項に規定する離島（以下この項及び第十二項において「離島」という。）に該当することとなった地域については、その該当することとなった日）から令和七年三月三十一日までの期間（当該期間内に離島に該当しないこととなった地域については、当該期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間）とする。

第二十九条及び第二十九条の二を次のように改める。

**第二十九条及び第二十九条の二**　削除

第二十九条の三中「第四十六条の二第一項」を「第四十六条第一項」に改める。

第二十九条の四を次のように改める。

（輸出事業用資産の割増償却）

**第二十九条の四**　法第四十六条の二第一項に規定する政令で定めるものは、機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、同項に規定する農林水産物又は同項に規定する食品の生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善に資するものとして農林水産大臣が定める要件を満たすものとする。

2　農林水産大臣は、前項の規定により要件を定めたときは、これを告示する。

第三十条第一項第一号中「附則第七十九条第八項、第十二項又は第十四項」を「附則第七十九条第十四項」に改め、「第四十五条第二項又は」を削り、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同条第二項第一号中「（次号」の下に「及び第四項」を加え、同条第三項第一号中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同条に次の一項を加える。

4　法第五十二条の二第一項又は第四項の場合において、同条第二項に規定する特別償却対象資産につき当該事業年度以前の各事業年度において圧縮記帳規定（法人税法第四十二条第一項若しくは第五項、第四十四条第一項若しくは第四項、第四十五条第一項若しくは第五項、第四十六条第一項又は第四十七条第一項若しくは第五項の規定をいう。以下この項及び次条において同じ。）の適用を受けたときは、当該事業年度の当該特別償却対象資産に係る特別償却不足額（当該特別償却不足額の基因となる法第五十二条の二第二項に規定する特別償却限度額に係る不足額が生じた事業年度が当該圧縮記帳規定の適用を受けた事業年度前の事業年度である場合における当該特別償却不足額に限る。）又は合併等特別償却不足額は、当該特別償却不足額又は合併等特別償却不足額から、当該特別償却不足額又は合併等特別償却不足額に係る同項又は同条第五項の特別償却限度額に第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

一　当該特別償却対象資産に係る法人税法施行令第七十九条の二第一号、第八十二条第一号、第八十二条の三第一号、第八十三条の四第一号又は第八十五条第一項第三号に掲げる金額

二　当該特別償却対象資産につき法人税法施行令第五十四条第三項の規定により同条第一項各号に定める金額から控除した金額

第三十一条に次の二項を加える。

2　法第五十二条の三第二項、第三項又は第十二項の場合において、特別償却対象資産（法第五十二条の二第二項に規定する特別償却対象資産をいう。以下この項及び次項において同じ。）につき当該事業年度以前の各事業年度において圧縮記帳規定の適用を受けたときは、当該事業年度の当該特別償却対象資産に係る特別償却準備金積立不足額（法第五十二条の三第二項又は第十二項に規定する満たない金額が生じた事業年度が当該圧縮記帳規定の適用を受けた事業年度前の事業年度である場合における当該満たない金額をいう。）又は合併等特別償却準備金積立不足額（同条第三項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額をいう。）は、当該特別償却準備金積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額から、当該特別償却準備金積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額に係る同条第二項、第三項又は第十二項の特別償却限度額に第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

一　当該特別償却対象資産に係る法人税法施行令第七十九条の二第一号、第八十二条第一号、第八十二条の三第一号、第八十三条の四第一号又は第八十五条第一項第三号に掲げる金額

二　当該特別償却対象資産につき法人税法施行令第五十四条第三項の規定により同条第一項各号に定める金額から控除した金額

3　法第五十二条の三第一項から第三項までの特別償却準備金を積み立てている法人が当該特別償却準備金に係る特別償却対象資産について当該事業年度において圧縮記帳規定の適用を受ける場合における当該特別償却対象資産に係る圧縮記帳規定に規定する圧縮限度額の計算については、法人税法施行令第七十九条の二、第八十二条、第八十二条の三、第八十三条の四又は第八十五条第一項第四号に規定する帳簿価額には、これらの規定に規定する日における当該特別償却対象資産に係る法第五十二条の三第五項に規定する特別償却準備金の金額に相当する金額を含まないものとする。

第三十二条第一項第一号中「附則第七十九条第八項、第十二項又は第十四項」を「附則第七十九条第十四項」に改め、「第四十五条（第二項に係る部分に限る。）又は」を削り、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第七号」を「第六号」に改める。

第三十二条の二第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第九項」を「第八項」に、「同じ」を「資源開発事業法人」という。」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十四項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十三項中「第十五項及び第十六項第二号」を「第十六項及び第十七項第二号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第五十五条第九項」を「第五十五条第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「割合」を「払戻等割合」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「資源開発事業法人」を「同項第二号の資源開発投資法人（第十八項及び第二十項において「資源開発投資法人」という。）」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「以下この条において「資源開発投資法人」という。」を「当該資源開発投資法人が通算法人である場合には、第一項